相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県館山市大戸一二三番地、最後の住所千葉県館山市正木二四四番地の六

被相続人　亡　植木　康博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十八日

千葉県千葉市中央区中央三丁目三番八号日進センタービル七階　松本・山下綜合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　岡田　知也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都北区神谷二丁目三二番地一〇、最後の住所東京都中央区勝どき六丁目三番一―三四〇九号

被相続人　亡　川田　洋美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十一月二十日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十八日

東京都千代田区平河町一丁目七番二〇号ＣＯＩ平河町ビル六階ヴェリタス法律事務所

相続財産清算人　弁護士　廣川　英史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都立川市曙町三丁目一〇番地、最後の住所東京都多摩市連光寺一丁目一番地の一カーサさくらが丘五〇三

被相続人　亡　菅原　惠子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十一月二十日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十八日

事務所東京都府中市住吉町一丁目七九番地の四匠ビル二階　西東京きらり法律事務所

相続財産清算人　弁護士　長谷川敬祐

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区本羽田一丁目三一四番地、最後の住所東京都大田区大森東四丁目四〇番三号ライブラリ大森東一番館二〇一

被相続人　亡　大出　光子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十一月十九日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十八日

東京都千代田区内幸町一丁目二番二号日比谷ダイビル六階　潮見坂綜合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　阿南　剛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県藤沢市羽鳥一丁目一五七番地一、最後の住所神奈川県藤沢市羽鳥一丁目二番八号

被相続人　亡　水上　秀樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十八日

神奈川県横浜市中区太田町一―四―二

関内川島ビル七階

相続財産清算人　弁護士　橋本　吉行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市都筑区東山田三丁目九番、最後の住所横浜市都筑区川和町八一番地一〇

被相続人　亡　大槻　真一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十八日

神奈川県横浜市中区北仲通三―三三中小企業共済ビル二階

相続財産清算人　弁護士　古西　達夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市磯子区洋光台二丁目一番、最後の住所横浜市神奈川区菅田町六七三番地一ミモザ横浜菅田

被相続人　亡　飯野　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十八日

神奈川県横浜市中区北仲通三―三三中小企業共済ビル二階

相続財産清算人　弁護士　古西　達夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県藤沢市辻堂新町二丁目一二六五番地、最後の住所神奈川県藤沢市大鋸一丁目一九番三～三〇一号

被相続人　亡　柳田　芳紀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十八日

神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町二―九―七グローリア初穂横浜六〇二

相続財産清算人　弁護士　大野　美樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県各務原市那加新加納町二〇〇〇番地、最後の住所岐阜県各務原市那加新加納町二六五一番地

被相続人　亡　廣瀬まき゛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十一月十九日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十八日

事務所岐阜市市橋四丁目六番七号鈴木ビル三Ｆ―四　Ｕ．Ｉ総合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　乾　美恵子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県湖西市太田九二七番地、最後の住所静岡県湖西市新所・岡崎・梅田入会地一一番地の三ウインディアＣ―一〇二

被相続人　亡　石田　良治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十八日

静岡県湖西市梅田六三九番地

相続財産清算人　司法書士　白井　聖記

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県掛川市吉岡一九一三番地二、最後の住所静岡県掛川市吉岡一五一六番地の四

被相続人　亡　山﨑　敏彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十八日

静岡県掛川市亀の甲一丁目一四番七号

事務所静岡県掛川市亀の甲一丁目一四番七号

相続財産清算人　司法書士　桑原　淑浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県掛川市岩滑一二〇〇番地五、最後の住所静岡県掛川市岩滑一二〇〇番地の五

被相続人　亡　稲田　政博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十八日

事務所静岡県掛川市岩滑一二〇〇番地五、最後の住所静岡県掛川市岩滑一二〇〇番地の五

相続財産清算人　司法書士　桑原　淑浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市駿河区新川二丁目一〇六番地六、最後の住所静岡県静岡市駿河区新川二丁目九番五号

被相続人　亡　望月　寅重

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十八日

静岡市葵区日出町五―三　日出町法律事務所

相続財産清算人　可児　望

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊川市小坂井町樫王六九番、七〇番合併地、最後の住所愛知県豊橋市小松原町字浜四一番地　王寿園

被相続人　亡　安藤充治郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十八日

愛知県蒲郡市旭町一〇番一九号スペースワイズビル二階Ｃ号室加藤法律事務所

相続財産清算人　弁護士　加藤　雄